

組合同規約の改正について（協議会の協議経過とその結果）

項目	現行の規約	昨年（平成20年10月8日）の会議		前々回（平成21年1月27日）の会議		今回																
		事務局案	協議会の結果	事務局案	協議会の結果																	
1	組合名称 第1条 この組合は、彦根犬上広域行政組合という。	下記のとおりに改める。 第1条 この組合は、 <u>湖東広域行政組合</u> という	事務局で、原案の再検討	複数案の提示 「新組合名称（案）一覧表」	新組合の名称として「彦愛犬広域行政組合」が協議会原案とされた。	組合案 別紙1																
2	共同処理する事務とその表記 第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の規定に基づく火葬場の設置、経営および管理に関する事務 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2の規定に基づく一般廃棄物の埋立処分に関する事務	下記のとおりに改める。 第3条 組合は、次の表の右欄に掲げる関係市町の区分に応じ、それぞれ左欄に掲げる事務を共同処理する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>関係市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第4条第1項の規定に基づく施設の整備に関する事務</td> <td>彦根市、 愛荘町、 豊郷町、 甲良町、 多賀町</td> </tr> <tr> <td>(2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の規定に基づく火葬場の設置、経営および管理に関する事務</td> <td>彦根市、 豊郷町、 甲良町、 多賀町</td> </tr> <tr> <td>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2の規定に基づく一般廃棄物の埋立処分に関する事務</td> <td>彦根市、 豊郷町、 甲良町、 多賀町</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	関係市町	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第4条第1項の規定に基づく施設の整備に関する事務	彦根市、 愛荘町、 豊郷町、 甲良町、 多賀町	(2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の規定に基づく火葬場の設置、経営および管理に関する事務	彦根市、 豊郷町、 甲良町、 多賀町	(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2の規定に基づく一般廃棄物の埋立処分に関する事務	彦根市、 豊郷町、 甲良町、 多賀町	事務局で、引用条文や文言を再検討	下記のとおりに改める。 第3条 組合は、次の表の右欄に掲げる関係市町の区分に応じ、それぞれ左欄に掲げる事務を共同処理する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>共同処理する事務</th> <th>関係市町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務</td> <td>彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町</td> </tr> <tr> <td>(2) 火葬場の設置および管理運営に関する事務</td> <td>彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町</td> </tr> <tr> <td>(3) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <理由> (全体的に) わかりやすい表記とした。 条文根拠でないため、法改正に対応可能。 組合の大半がこのような表記。 (1)について 「新しい」を付けない場合は、現在稼働中の施設の管理運営も移管することとなる。 「および管理運営」は完成時には組合の管理下におかれるものであるため。	共同処理する事務	関係市町	(1) 新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	(2) 火葬場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町	(3) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務		事務局案のとおり了承された。	組合案 別紙1
共同処理する事務	関係市町																					
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第4条第1項の規定に基づく施設の整備に関する事務	彦根市、 愛荘町、 豊郷町、 甲良町、 多賀町																					
(2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の規定に基づく火葬場の設置、経営および管理に関する事務	彦根市、 豊郷町、 甲良町、 多賀町																					
(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2の規定に基づく一般廃棄物の埋立処分に関する事務	彦根市、 豊郷町、 甲良町、 多賀町																					
共同処理する事務	関係市町																					
(1) 新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町																					
(2) 火葬場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町																					
(3) 最終処分場の設置および管理運営に関する事務																						
3	事務所の位置 第4条 組合の事務所は、滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺10番地の63に置く。					案1 別紙2																
4	新組合議員定数および関係市町定数 第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、13人とし関係市町の定数は、次のとおりとする。 彦根市 7人 豊郷町 2人 甲良町 2人 多賀町 2人	第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、___人とし関係市町の定数は、次のとおりとする。 事務局から複数案の提示 (A案) 13人 彦根市8人、豊郷町1人、甲良町1人、多賀町1人、愛荘町2人 現状の議員数を尊重、最大限人口比を追及した案 (B案) 17人 彦根市 9人、豊郷町2人、甲良町2人、多賀町2人、愛荘町2人 各町2人とし彦根市は過半数+1人とする案 (C案) 19人 彦根市 10人、豊郷町2人、甲良町2人、多賀町2人、愛荘町3人 愛荘町を3人とし、彦根市を過半数+1人の案 (D案) 21人 彦根市12人、豊郷町2人、甲良町2人、多賀町2人、愛荘町3人 各団体1名+約1万人に1名とする案	C案を協議会原案とする。 第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、19人とし関係市町の定数は、次のとおりとする。 彦根市 10人 愛荘町 3人 豊郷町 2人 甲良町 2人 多賀町 2人	(変更なし)	(変更なし)	了承済み																
5	特別議決条文 なし	規約に以下の条文を新たに加える。 第7条 組合議会の議決すべき事件のうち、関係市町のうち一部の市町に係るものについては、当該事件に係る市町の議会から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。	事務局案のとおり了承された。	以下のとおりに再度改める。 第7条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町の一部の市町に係るものの議決については、当該事件に係る市町の議会から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。 <理由> 表現の変更	事務局案のとおり了承された。	了承済み																
6	組合運営負担金 第12条 組合の経費は、関係市町の負担金、施設の使用料およびその他の収入をもって充てる。 2 前項に規定する関係市町の負担金の額は、関係市町の均等割、人口割を持って算出する。ただし、その割合等については、条例で定める。	下記のとおりに改める。 第13条 組合の経費は、関係市町の負担金、施設の使用料およびその他の収入をもって充てる。 2 前項に規定する関係市町の負担金の額は、第3条の表の左欄に掲げる事務ごとに、当該右欄に係る関係市長が負担するものとし、その額は関係市町の均等割、人口割をもって算出する。ただし、その割合等については条例で定める。	事務局案のとおり了承された。	下記のとおりに再度改める。 第13条 組合の経費は、関係市町の負担金、施設の使用料およびその他の収入をもって充てる。 2 前項に規定する関係市町の負担金は、第3条の表の左欄に掲げる事務の区分ごとに、同表右欄の関係市町が負担するものとし、その額は当該関係市町の均等割、人口割および利用割をもって算出する。ただし、その割合等については条例で定める。 <理由> 第3条表(1)に管理運営を挿入したため、将来的に利用割の導入を担保として加えるもの。 表現の変更	事務局で再検討とされた。 理由 ・利用割の適用範囲について ・条例への委任範囲について	案2 別紙2																